

尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市内で事業を営む事業者がその業務に支障のない範囲において、尼崎市（以下「市」という。）に協力して高齢者等の見守りを実施し、何らかの異変を察知した場合には、市等に通報することにより、早期に支援につなげることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 高齢者、障害者、子どもをいう。
- (2) 協力事業者 要綱の目的を理解し、協力事業者としての届出を行い、市が認定した事業者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、協力事業者からの通報があったときは、当該通報に係る高齢者等における問題等の解消に誠実に対応しなければならない。

(協力事業者の役割)

第4条 協力事業者は、市内において業務中に、高齢者等の異変に気付いた場合は、市に通報を行うものとする。ただし、協力事業者が、緊急性があると判断したときは、救急又は警察に通報するものとする。

2 協力事業者は、見守りに関する周知啓発に協力するものとする。

(協力事業者の認定)

第5条 協力事業者の認定を受けようとする者（以下「協力事業者認定希望者」という。）は、尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者登録申請（様式第1号。以下「登録申請」という。）を市に提出しなければならない。

2 市は、前項の規定により、協力事業者認定希望者から申請があった場合は、協力事業者認定希望者が次の各号の全てに該当しているかどうかを確認し、該当していることが確認できた場合は登録証（様式第2号）を交付し、該当していない場合は不認定通知書（様式第3号）を交付する。

- (1) 尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと
- (2) 各種法令違反等、協力事業者の認定にふさわしくない事実がないことまたはその恐れがないこと
- (3) 公序良俗に反する事業を行っていないこと

(認定事項の変更等)

第6条 協力事業者は、前条第1項の規定による申請内容に変更が生じたときは、市に遅滞なく届け出なければならない。

(登録の取消)

第7条 市は、協力事業者が次の各号いずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 協力事業者が尼崎市高齢者等見守り安心事業協力事業者辞退届（様式第4号）の届出があったとき
- (2) 第5条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (3) 事業の履行にあたり、不誠実や不正な行為があったとき
- (4) 協力事業者の提出した資料に事実と異なる記載があったとき
- (5) その他市が認定を行うことが適切でないと認めるとき
（費用負担）

第8条 第4条第1項の規定による通報に係る費用は、協力事業者の負担とする。

2 その他この制度の実施に関して、必要な経費が発生する場合には、その都度、市と協力事業者が協議の上、定めるものとする。

（秘密の保持）

第9条 協力事業者は、個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、高齢者等の見守りに関して、市から知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、この登録が取り消された後も同様とする。

2 協力事業者は、秘密の保持に関する従業員等への研修等を実施しなければならない。

（紛争発生の場合における責任）

第10条 協力事業者と高齢者等との間において、市に起因しない何らかの紛争が生じた場合は、両者において解決することとし、市は一切の責任を負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所管局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。